

北習志野駅周辺地区事業計画図

5 北習志野駅東口駅前広場(市道00-018号線)
特定経路／船橋市

《事業内容》

- 歩道の改良(部分)：1箇所
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置：116m
- エレベーターの設置：2箇所
- 身体障害者用乗降場の設置：1箇所
- 案内標識の設置(大拠点)：1箇所
- 案内標識の設置(小拠点)：1箇所
- 照明施設の設置：1箇所

《配慮すべき重要事項》

- ・放置自転車対策が必要となる
- ・駅前駐車場の事業にあたっては駅舎改修計画と整合させる必要がある
- ・エレベーターの設置にあたっては歩道橋の改修と併せて設置位置を検討する必要がある

3-2 市道5833号線
日常使う経路／延長150m／船橋市

《事業内容》

- 歩道の新設：142m
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置：158m

《配慮すべき重要事項》

- ・関係者の協力を得ながら障害物の整理を行う必要がある
- ・起点部交差点に横断歩道等の設置を検討する必要がある

2-2 市道5833号線
特定経路／延長180m／船橋市

《事業内容》

- 歩道の新設：168m
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置：196m
- 案内標識の設置(小拠点)：1箇所

《配慮すべき重要事項》

- ・関係者の協力を得ながら障害物の整理を行う必要がある

3-1 市道00-067号線
日常使う経路／延長60m／船橋市

《事業内容》

- 歩道の改良(部分)：4箇所
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置：55m

《配慮すべき重要事項》

- ・関係者の協力を得ながら障害物の整理を行う必要がある

1-2 市道00-018号線
特定経路／延長220m／船橋市

《事業内容》

- △歩道の拡幅：211m
- 歩道の改良(部分)：5箇所
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置：250m
- バス停の上屋・ベンチの設置：1箇所
- ベンチの設置：1箇所
- 案内標識の設置(小拠点)：2箇所
- エスコートゾーンの設置：1箇所

《配慮すべき重要事項》

- ・関係者の協力を得ながら障害物の整理を行う必要がある

4 市道00-132号線
日常使う経路／延長60m／船橋市

《事業内容》

- 歩道の改良(部分)：1箇所
- 案内標識の設置(小拠点)：1箇所

1-1 市道00-018号線
特定経路／延長340m／船橋市

《事業内容》

- △歩道の拡幅：329m
- 歩道の改良(部分)：2箇所
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置：354m
- バス停の上屋・ベンチの設置：1箇所
- ベンチの設置：1箇所
- 案内標識の設置(中拠点)：1箇所
- 案内標識の設置(小拠点)：1箇所
- エスコートゾーンの設置：1箇所

《配慮すべき重要事項》

- ・放置自転車対策が必要となる

2-1 市道5834号線(イベント広場)
特定経路／延長60m／船橋市

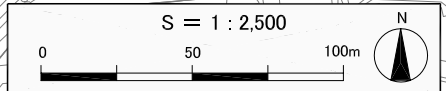
《事業内容》

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置：52m

《配慮すべき重要事項》

- ・関係者の協力を得ながら障害物の整理を行う必要がある

凡 例	
重点整備地区(約22.4ha)	
特定旅客施設	
特定経路(市管理)	
特定経路(県管理)	
日常使う経路(市管理)	
日常使う経路(県管理)	
JR	
その他の鉄道	
バス停	
主な利用施設	
公共施設	
商業施設	
医療施設	
教育施設	
公園・緑地	



事業内容の凡例	
歩道整備済(バリアフリー化)	
歩道新設	
歩道拡幅	
歩行空間の確保	
歩道の改良(全面)	
歩道の改良(部分)	
電線共同溝整備	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	
その他の整備	